

第5回裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

1 日時

平成25年11月27日(水)午後2時05分から午後3時45分まで

2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 大西直樹（岐阜地方裁判所部総括判事）

裁判官 室橋雅仁（岐阜地方裁判所判事）

検察官 莊加奈子（岐阜地方検察庁検事）

弁護士 見田村勇磨（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者 1番～5番（5人）

4 議事内容

【冒頭挨拶】

（伊藤所長）本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。岐阜地方裁判所長の伊藤でございます。

裁判員制度が始まりましてから約4年半が経過し、岐阜地裁での裁判員裁判の件数も、今月初めに審理・判決を行った事件で、ちょうど100件を数えるところとなりました。その間に、本日お越しの裁判員、補充裁判員の経験者の皆様をはじめ638人の一般市民の方々に強い責任感を持って熱心にご参加いただいたことにも支えられ、裁判員制度は概ね順調に運用されており、裁判所として、国民の期待に応えることができていることに感謝するとともに、皆様の御尽力に対して深く敬意を表します。

さて、本日は、裁判員裁判の運用をよりよいものとすべく、審理の分

かりやすさという点をはじめ，裁判員，補充裁判員の経験者の皆様から，ご自身の経験に基づく率直な感想を述べていただくとともに，皆様の声を国民の方々にお伝えし，裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消したいと考えて，意見交換会の機会を設けさせていただきましたので，皆様から忌憚のない御意見，御感想をお聞かせいただければ幸いです。

最後に，本日の意見交換会が実り多いものとなることを祈念いたしまして，私の挨拶とさせていただきます。

【法曹三者出席者・自己紹介】

（司会）岐阜地方裁判所部総括判事の大西でございます。よろしくお願いたします。本日は，裁判所，検察庁，弁護士会からもそれぞれお一人ずつ出席いただいておりますので，意見交換を始めるに先立ち，お三方から簡単に自己紹介をいただきたいと思ひます。

（室橋裁判官）岐阜地方裁判所裁判官の室橋と申します。意見交換会では，毎回，裁判員経験者の方から，大変貴重な，時には厳しい御意見をいただいております，これを糧にしてよりよい裁判を目指して努力しているところです。今回は，皆さんの率直な御意見をいただき，私自身勉強をしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

（莊検察官）岐阜地方検察庁検事の莊と申します。裁判員経験者の方々から率直な御意見をいただける機会は，私たちにとって非常に貴重なので，いいところはもとより，悪いところは直していきたいと考えています。今日は，よろしくお願いたします。

（見田村弁護士）岐阜弁護士会弁護士の見田村と申します。今日は，裁判員経験者の方々から率直な御意見をいただき，弁護士会に持ち帰って，今後の弁護活動に活かしたいと思ひますので，よろしくお願いたします。

第 1 全般的な感想

(司会) それでは、早速、内容に入りたいと思います。今回は、今年の4月から9月までに行われた4つの事件について、5名の裁判員又は補充裁判員経験者にお越しいただきました。まずは、裁判員裁判を経験された率直な感想について全般的にお伺いしたいと思います。

(1番) 【①殺人被告事件、②全4日日程、③被告人にどのような刑を科すべきかが審理・評議の中心となった事案、④裁判員】

今年の4月に経験したのですが、もちろん初めての経験で、裁判所に来ることも初めてでしたので、場に慣れるまで非常に緊張しました。事件については、4月のことなので記憶がだいぶ薄れていますが、裁判員も裁判官もそれぞれ率直に意見を述べ合っているのを見て、人が人を裁いているということを感じました。機械的ではなく、裁判官もそれぞれの意見を持っているというところに私は驚きました。人が人を裁いている、裁判所とはそういうところなのだなということを感じました。

(2番) 【①殺人被告事件、②全4日日程、③被告人にどのような刑を科すべきかが審理・評議の中心となった事案、④裁判員】

事件を担当して、男性、女性いろいろな方が裁判員になったのですが、皆それぞれ意見を出されて、どこを汲む汲まないというのが議論になる中で、自分の意見を出していくというのは辛いという部分もあり、自分で人を判断するのはいいことなのかということ三、四日悩みながら終わりました。終わってからもやってよかったのか悪かったのか、今でも結論がでない状況です。

(3番) 【①強盗致傷被告事件(5人の被告人を併合審理)、②全9日日程、③被告人5人にそれぞれどのような刑を科すべきかが審理・評議の中心となった事案、④補充裁判員】

初めて裁判に参加して、最初は9日間ということを理解していませんでした。審理が進むにつれて、5人の被告人の量刑を決めるんだという

ことが3日目ぐらいにわかりました。被告人が5人もいると弁護士もたくさんいて、誰が誰のことを話しているのか頭の中を整理するのにかなり時間がかかりました。だから、冒頭陳述メモを見ながら頭の中を整理する必要がありました。担当した事件が標準ではないと思いますが、5人の被告人を比較して量刑を考えるということはある意味勉強になりました。

(4番) 【①強盗致傷等被告事件(住居侵入、窃盗事件等5件と併合審理)、②全4日日程、③被告人にどのような刑を科すべきかが審理・評議の中心となった事案、④裁判員】

裁判員裁判について知ってはいましたが、選ばれたときには私でいいのかと戸惑いながら始まり、よく分からないままその場にいました。戸惑いながらの4日間でしたが、一つ一つの事柄に対してこれは真実だったのかを自分の見たこと聞いたことを基に、裁判員及び裁判官の方々がそれぞれ意見を出し、初めは意見を言いづらかったのですが、とても言いやすい雰囲気になったこともあって、素直に意見を言いながら一つ一つ丁寧に考えていくんだなということを知りました。やって良かったと私は思っていますが、もしこれがもっと重い事件であったり、世の中に影響を及ぼすような事件だったら、そのときはどうだったのかなという思いもありますが、今回の経験は良かったと思っています。

(5番) 【担当事件は4番の方と同じ】

初日に裁判員に決まって、いきなりその日の午後から法廷に出ることについてはとても驚いたのですが、4日間という日程の中で、皆さんで意見を出し合って、事件について話をしていくことでいろいろなことを考えさせられましたし、とてもいい経験になりました。私たちが担当した事件では、空き巣については被害も少額でしたが、強盗致傷については、被害者の話を聞いたり写真を見たりして、事件の重さをすごく感じ

ましたし、それについて皆さんと話し合いができたのはとても良かったと思います。

第2 公判中心主義を踏まえた証拠調べの在り方について

〈証拠調べ全体の分かりやすさ〉

(司会) 法廷での審理について、具体的な質問に移りたいと思います。まず、法廷での証拠調べについて分かりやすかったかどうかについてお伺いします。証拠調べが全体として分かりやすかったかどうか、分かりにくい点があったとすれば、どのような点が分かりにくかったかについて、感想をお聴きしたいと思います。

(5番) 【証人2人の尋問及び被告人質問を実施】

私は被害者の方に質問をすることができましたし、その上で自分が納得できたこともありましたので、特に分かりにくかったことはありませんでした。被害者の方とも話ができてよかったですと思います。

(4番) 【担当事件は5番の方と同じ】

私も全体的には分かりやすかったです。法廷に入る前に、裁判官からこれからこういう流れになりますよということを、言葉をかみ砕いて教えていただいたので、とても分かりやすかったです。けれど、法廷から帰ってきてから皆さんと話をするとき、聞いておけば良かったこともあったんじゃないかと思うこともありました。今一つ思い出したのは、家の図面があったときに、それがいつのものだったのかという説明がもう少しあれば良かったのではないかと思います。

(司会) 今の御指摘は、強盗致傷の被害者宅の写真を取り調べる際、その写真が犯行直後のものなのか、もっと後のものなのかということについて、検察官の証拠説明があれば分かりやすかったというお話ですね。

(4番) そうです。

(司会) 3番の方は非常に長い審理に立ち会われましたが、全体的に御覧にな

って、証拠調べが分かりやすかったかどうか、いかがでしょうか。

(3番) 【証人10人の尋問及び被告人質問(5人)を実施】

犯行を認めておりますので、鉄パイプだとか凶器になった物を実際に持って、ある程度の重さだとかを確認できました。誰が何回殴ったかということが量刑を決める上で問題になりましたが、非常に速くて、周りも暗くて、よく分かる人もおられたみたいですが、私の場合はついていけなくて、よく判断できるなという感じで、全部で七、八回見たと思いますが、私としてはそこが苦しかったです。

(司会) 今のお話は、防犯ビデオが取り調べられて、公判廷では2回繰り返して流しましたが、それだけでは分かりにくかったということですかね。評議の場面でも相当回数再生して、さらにコマ送りの再生もしてようやく分かったという御感想かと思います。

(2番) 【証人4人の尋問及び被告人質問を実施】

基本的には被告人が自首で罪を認めている事件で、妻を殺害したということで、被害者の息子さん、娘さん、皆さんの言ってることも合っていて分かりやすかったです。被害者が入退院していたことなどもつながっていて、言っていることは全部分かりやすかったです。

(1番) 【証人2人の尋問及び被告人質問を実施】

私は分かりやすかったです。実際に殺害された部屋の状況は、配慮していただいてイラストになっておりましたし、その他の写真であるとか凶器の包丁であるとか証拠として出てきた物については分かりやすかったです。被害者のお父さん、お母さんのお話も聞かせていただいて、被害者の方の感情的には激しいものがあって若干時間が延びたということもありましたが、そこは裁判官に配慮をしていただけたので、時間的にも内容的にも私は分かりやすかったです。

〈書証の取調べの分かりやすさ〉

(司会) 証拠調べ自体は人に話を聞く場面も、証拠物とか証拠書類も基本的には分かりやすかったというお話だったと思いますが、より具体的な話に移らせていただきます。先ほど、証拠書類の中で現場の写真がいつ撮られたものなのか分からなかったということや、防犯カメラの映像が速すぎて分かりづらかったということで、改善点があるのではという御指摘がありました。証拠書類や証拠物について、こういう点が分かりにくかったという点があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(1番) 被害者の方にかなりの刺し傷があり、検察官から、医師の鑑定により一つ一つの刺し傷の角度や深さなどの細かい説明がなされました。しかし、刺し傷が何か所もあったので、説明がくどかったです。

(司会) 死因の鑑定書のことだと思いますが、いくつくらいの刺し傷があったかということや、主な傷の説明で足りたのではないかという印象だったのですか。

(1番) そうですね。

(3番) 証拠では、被害者の加療期間が10日程というのに、聞いてみると病院に行ったのは1日だけであったので、その辺りがミスマッチであると思いました。怪我をしてから半年以上たっているのに完治はされているとは思いましたが、その辺りが分かりませんでした。

(司会) その事件では、4人の方が怪我をされていて、それについての書証のことだと思いますが、診断書そのものではなく、診断書をとりまとめた結果だけが記載された書面だったので、いつ、誰によって診断されたのか、その後どうなったのか何も出てこなかったもので、その辺りが分かりにくかったという御趣旨ですか。

(3番) そうです。

〈人証の取調べの分かりやすさ〉

(司会) では次に、先ほど証人や被告人の話について分かりやすかったかどうかという話が出ましたので、証人尋問や被告人質問について、聞いていて分かりにくい、改善した方が良かったという点がありましたらお聞きしたいと思います。では、たくさんの証人を聞いていただいた3番の方、質問の意図や話自体分かりやすかったかどうかはいかがですか。

(3番) 最初は流して聞いている感じでしたが、最後の方は自分にも知恵が付いてきたのか何を言わんとしているかが分かってきました。ただ、質問していた女性と女性の被告人の声が小さく、私の席が後ろということもあり、ほとんど聞き取れなかったことがありました。裁判長が何回も声を大きくと言われてもそのような状態が続いていたので、仕方ないなどは思いつつも、やはり裁判なので何とか聞きたいと思いました。

(司会) 3番の方は、補充裁判員ということで後ろの席で、かつ、人数もたくさん法廷にいたということもあるのですが、聞こえないということは裁判員の方から伺っていましたし、私もそう感じていました。

2番の方もかなりの人数を聞かれたと思うのですが、聞き取りづらいつかはありませんでしたか。

(2番) 聞き取りづらいことはありませんでした。言っている内容も分かりました。

(司会) 4番の方が担当された事件では、被害者の証人の方が、耳が御不自由な方だったわけですが、分かりにくかったことや改善すべき点はありませんでしたか。

(4番) お耳が遠いということで、補聴器をしながら行ったのですが、補聴器が耳に合わないとかあったりして、聞き直されたりとか、質問を別の意味に受け取って話をされたりとかあったので、証人の方は、もう少しちゃんと聞き取って話をしたかったんじゃないかなと感じました。ですから、その辺りの配慮があれば良かったのではと思いました。

- (司会) では、尋問時間がどうしても長くなってしまふことがあるのですが、休憩時間の取り方についてはいかがでしたでしょうか。長時間すぎて集中できなかったということはありませんでしたでしょうか。
- (5番) 私たちの事件では、話を聞く人数が少なかったですし、こまめに休憩をとってもらったので、全然大丈夫でした。
- (司会) 3番の方には、たくさんの人の話を聞いていただいたんですが、休憩の取り方や1回の尋問時間など何か気になることはありませんでしたか。
- (3番) ちょうどいい切れ目というものもあるでしょうから、裁判長も気を遣われていると感じました。問題なかったと思います。
- (司会) では次に、証人や被告人から直接話を聞くのと、供述調書を法廷で読み上げるのとでは、どちらの方が話が分かりやすいかを伺いたいのですがいかがでしょうか。1番の方いかがでしょうか。
- (1番) やっぱり本人の口から直接聞いた方が、その人の声、その人の感じ、しぐさを含めて考えることができますし、こちらから聞いたりすることもできるので、直接の方がよろしいかと思ひます。
- (司会) やはり、表情、しぐさ、声のトーンなども気にされて聞かれていたんですか。
- (1番) そうですね。被告人の態度、反省の度合いを素人ながらも見る事ができるので、実際に話を聞いた方が分かりやすいです。
- (2番) やはり私も同じで、書面を読まれるだけよりは生の人の声を聞いた方が、素人にも分かりやすいですし、入ってきます。
- (司会) 3番の方は、たくさん聞かれたわけですが、あれが供述調書だったとすると、いかがですか。
- (3番) 供述調書だけですと、平面的な内容しか分からないと思ひます。生の人を見ると、反省している人、無表情な人、ふてぶてしい人などの態度が私なりに感じられたかなと思ひました。

(司会) 被告人が5人いて、役割についても少しずつ言っていることが違いましたよね。直接5人の話を聞くことによって何か判断できたことはありましたか。

(3番) この人はやっぱり悪いことをするんだろうなと感じることはありました。逆に弱い感じの人に対しては、何でこんなことをしたんだろうって感じることもありました。

(4番) 書面もあった方がいいのですが、書面から受ける印象というのはみんな同じだと思いますが、直接話を聞いてみると、各裁判員の受けた印象が異なっていたので、直接話を聞くことは大事なことでと思います。

(司会) 5番の方は実際に質問をし、供述調書ではできないことをされた訳ですが、いかがですか。

(5番) 私は直接話を聞いて、質問をしたいという気持ちが湧き出てきました。書面ですと、質問をしたいと思わなかったかもしれないので、直接話を聞くことは大事だと思います。

〈証拠調べ全般について改善，工夫すべき点〉

(司会) ここで法曹三者からも出席していただいておりますので、このテーマで御質問とか追加でコメント等があればお伺いしたいと思います。

(庄検察官) 今後の参考のために教えていただきたいのですが、今回皆さんが担当された事件の中で、こういう証拠があったので事件が分かりやすかった、逆にこういう証拠があれば見たかったというところがあればお伺いできますでしょうか。

(1番) 私はなぜこの人がこういうことをするのかということで悩みました。動機といいますか、本当にこの人が大それたことをするのか、そこまで追い詰められていたのか、心の問題で何かずばっと回答が出るというものはないとは思いますが、そういうものがあれば分かりやすいと思いました。

(検察官) 例え、現場の写眞とかだと生々しいところもあるので、図面の方がいいのか、そこはあえてどういう状況だったのか見たい人もいると思うので写眞がいいとか、怪我の状況もそうですが、ここの箇所も怪我していますということであれば図面でいいのですが、どのような怪我なのかも知っておきたいとか、その辺りどのようなお考えなのか、お聞きできればありがたいのですが。

(番) 私のときは包丁で何箇所か刺されていて、心臓にも達する、肺にも達するというような状況だったので、大体のイメージは話だけあれば分かりました。アパートの部屋でこういうふう倒れていました、こういうふう血が飛んでいましたというのは絵で描かれていて、私は分かりやすかったです。あれが写眞だと、今新聞で出ているような心的外傷みたいなリアルすぎるという感情を持つと思います。できれば、見たい人にはそれを見てもらえばいいし、私のように見たくなくてそれで十分理解ができて想像もできる人はいないし、どちらなんですかというよりも、どちらも用意されて、見たい人はこっちをどうぞ、今はこっちを見せませ、そういうことでもいいかと思ひます。

(司会) 今のお話の続きで、実際に使われた凶器とかはあつた方が良ひか、写眞とか図だけでも良ひのかどちらでしょうか。

(番) 実際の血が付いている凶器は見せていただきました。それはあつた方が良ひと思ひます。そこが図だけだとイメージが付きにくいので、物があつた方が私は分かりやすかったです。

(見田村弁護士) 1番の方から、動機の部分で非常に悩んだのもっと証拠をというお話がありましたが、1番の方の事件も2番の方の事件も犯行の動機部分が非常に大事な事件だったと思ひますけど、その部分を弁護士側は被告人質問とか証人尋問で立証を試みたと思ひます。それで十分に分かつたという印象なのか、またはよく分かつない状況のままだつ

たのかどうか、その点はいかがでしょうか。

(2番) 私の事件で言いますと、一つの家庭の中で全ての事件が起きていて、娘さん、息子さんは被告人の刑を軽くしてほしいと言っていました。その中で言われていた妻の世話を長年していたから疲れたというところは、刑を軽くしてほしい人が言っていることをまともに信じてもいいのかという思いもあるし、それを違うと言うことは誰も言えないという思いもあるし、その中で考えるしかないのかなと感じました。後は、自首して私がやりましたという過程で、息子さんもいた中で、お父さんが犯人ですということをみんな納得している、個人的にはよく質問できなかったですけど、それはそのまま納得して終わりなのかなと思ったまま終わってしまいました。

(1番) あのとときの弁護人の方が国選だったからかどうかは分かりませんが、私の勝手な受け取り方ですが、初めは弁護士の方は被告人に対してもっと優しいかと思っていましたが、被告人に対して弁護人が質問をされるときに、弁護人なのに、検察官のように突き放したような質問の印象を受けました。弁護人は、いろいろ生い立ちとかをアピールされていて、それは話の中で分かりやすかったので、何か他に証拠品が物としてなくても十分分かりました。

第3 主張と証拠調べとの明確な区別を意識した審理の在り方について

(司会) お手元に担当された事件の資料があるかと思いますが、審理の冒頭に検察官及び弁護人が、これから証拠によってこういう事実を立証するという冒頭陳述をしたと思います。審理におけるテーマを示すというもので、その後に実際に証拠書類を見ていただいたり、証人から話を聞いていただいたりしたと思いますが、主張の部分と証拠調べの部分を明確に分けて、実際に今何をしているかということをお分かりいただけたかという点についてお伺いしたいと思います。私が担当するときは、初めて

裁判に立ち会っていきなり冒頭陳述というものがあるので、例えば、今はメニューを見ていただいている状態であり、最終的には実際に食べて判断していただく必要がありますが、今はあくまでこういう食事を出しますというのをこれからやっていただきますと、実際に事実を認定したり量刑を考えるにあたっては、実際に食べた後にそれを踏まえて判断してください、それが証拠調べです、というような説明をしているのですが、果たして実際の審理の中で、その辺りの区別が分かったかどうかという点について率直な御意見をお伺いしたいのですが、5番の方いかがですか。

(5番) 冒頭陳述メモに大体のことが書いてあるので、それについてこれから裁判をやっていくのだということは分かりましたし、この時点では自分が裁判員としてやっていけるのかどうかという不安の方が大きくて、自信のないまま話を聞いていたという感じだったので、あまりよくは覚えていません。

(司会) まだ緊張されているときですよ。では、冒頭陳述自体が証拠ではないということをお分かりいただいて聞いていたのかどうかについてはいかがですか。

(5番) 最初に裁判長が言われて、初めは意味が分かりませんでした。裁判の流れの説明を受けて段々分かってきました。

(司会) 3番の方も先ほど3日目ぐらいで何をやっているか段々分かり始めたというお話がありましたが、では、冒頭陳述の段階で今何をやっていて、証拠調べの段階で今何をやっているのかということは整理がつかないという状況もあったのでしょうか。

(3番) やはり初めは流れるようにとか追っかけるように冒陳メモを見て、最後の量刑を決めるときに再度これを見た気がします。被告人が多すぎて頭が整理されておらず、最後の方でやっと自分自身が理解できた気が

します。だから9日間というのは無駄じゃなかったと思います。

(司会) 冒頭陳述の段階では今何をしているのか内容を消化するにはあまりに早すぎたと、そんな感じなんですね。冒頭陳述の段階で、これは主張であって証拠ではありませんという説明もあったかと思うのですが、1番の方、2番の方はいかかですか。

(1番) 裁判員に選任されてすぐですので、初めから100パーセント理解するのは到底無理な話で、先ほど3番の方が言われたように、後から振り返るのにちょうどいい資料として助かりました。

(2番) 私もこれは一番初めなので、まず午前中に集められた時点で自分が裁判員になるという意識の人は何人いたのかなという感じで、ぼんぼんと進んでいって、動揺している段階でそれを見ていって、なんとなく自分に入れていったというか、これを見ながら自分の納得いかないことを書いてみたりなどしました。

(司会) 冒頭陳述の段階では、いきなり始まってしまったという感じで、証拠調べが終わって検察官の論告や弁護人の弁論で意見が出た後で、本当にそういう事実があったのかを証拠と照らし合わせて確認する際に冒頭陳述を使われたということが多いのですね。4番の方は最初の段階で明確に主張と証拠が分かったかどうかはいかがですか。

(4番) 私も最初は皆さんと同じで、冒頭陳述メモという言葉は分かって、それがどういう役割なのかは分かっていませんでした。これは証拠ではないと理解できても、だから何なのだろうというところもあり、しかしそれを頭に入れながら法廷に入った覚えはあります。

(司会) そうすると、冒頭段階では、裁判員に選ばれて間もない時期で、しかも法廷に入る初めての時期で、やはりその段階でこれが主張ですと言われても分かりにくいところもあるし、そこでたくさんの情報があってもなかなか頭には入らないということですかね。ただ、評議に入る段階で

は、冒頭陳述というのは証明しようとしていた事実、テーマのようなもので、その後調べた証拠でそのような事実が認められるかを判断していけばいいんだということはお分かりになったということによろしいでしょうか。

(全員) はい。

(司会) それでは皆さんが実際にお聞きになった検察官、弁護人の冒頭陳述はそれぞれ情報量として適切だったのかをお聞きしたいのですが、3番の方いかがでしょうか。

(3番) 最初なのではっきりいって覚えてません。最初は理解不能でした。一つには強盗致傷そのものが分かっておらず、家で調べて理解したというところから始まっています。だから、ほとんどの人が分かっていないのではないかと思います。

(司会) そういう意味では、そもそも前提の部分が分かっていないし、情報量としても全部を頭に入れるのは難しかったという感じなんですね。

(5番) 私が担当した事件は、6つの事件についてメモの中に簡単に分かりやすく書いてありました。

(司会) 量としてもそれほど多すぎるということは感じられなかったということですか。

(5番) はい。

(司会) 4番の方も同じ事件を担当されましたがいかがですか。

(4番) 量としては多くもなく少なくもなく理解できる程度でした。

(司会) お二人の担当された事件の検察官の冒頭陳述メモはA4用紙1枚で、字もそれほど詰まっているものではなかったもので、それぐらいであれば量としても適切なのかなという感じなのですかね。1番の方と2番の方はいかがですか。

(1番) A4用紙1枚というのが一つの基準かなと思います。これが2枚も3

枚もあるとめくって見なければいけないので，1枚で収まるぐらいが情報量としてちょうどいいと思います。

(司会) 1番の方の担当された事件もA4用紙1枚でしたが，多くてもそれぐらいという感じなんですかね。

(1番) 時系列でうまくまとめられていて分かりやすいと思います。

(2番) 私の事件は争いも刑の重さだけだったので，これぐらいなら分かりやすいと思います。しかし，これが難しい事件になってA4が2枚，3枚になってくると頭に入れるのは難しいと思います。後からそれを見ながら頭に入れていくしかないかなと思います。

(司会) 2番の方の事件もA4用紙1枚で，時系列に事件の概要などが書かれているもので，このくらいであればいいけど，これが2枚，3枚となってくると情報量過多という印象だということですね。

(2番) はい。

(室橋裁判官) 冒頭陳述の内容や分量についての皆さんの御意見，非常に分かりやすかったです。冒頭陳述の後に証拠調べに入って，証拠が検察官から読み上げられたりモニターに映されたりしたと思いますが，一つ一つの証拠がどういう意味をもっているのか，なんのために検察官がこの証拠によって立証しようとしているのかということは分かりましたでしょうか。あるいは，証拠説明の際，この証拠はこういう事実の立証のための証拠なんですという説明をしてもらってから内容を説明してもらった方が分かりやすかったのか，あるいは，そういう説明がなくても今回は分かりやすかったのかという点はいかがでしょうか。

(司会) 例えば，証人の話を聞く際に，検察官や弁護人の冒頭陳述を参照しながら聞かれていたのかという点はいかがでしょうか。

(4番) 参照はしていました。やはり照らし合わせていかないと頭の整理がしにくかったかなと思います。

(司会) そうすると、証人尋問を聞いているだけでは消化しきれずに、冒頭陳述の助けを借りながら理解されていたという感じなんですかね。

(4番) はい。

(司会) 冒頭陳述で、こういう目的で、こういう事実を立証するために、こういう証拠を調べます、ということをはっきりと明らかなにして、その後実際に証拠調べに入ったわけですが、証拠調べの段階で、なんのためにこの証拠を調べているのかということはお分かりになったでしょうか。

(3番) 私はメモなんかを見たんですけども、そうすると書いた人がどれだけ深く関わっていたかはよく分かりました。ただ一つ一つについて何を求めているかは、今聞いてああそうなんだという感じで理解できました。

第4 被告人複数の場合の審理の在り方について

(司会) 3番の方が担当いただいた事件は、被告人が5人おりましたので、5つの刑を決めなければいけなかったのですが、5人を一緒に審理するのが良かったのか、2人と3人、若しくは一人ずつ審理した方が良かったのか、その辺りはいかがでしょうか。

(3番) 私は一緒にやった方がいいと思います。日にちが替わると記憶が飛んでしまいますし、一つの流れでその日のうちにやることが必要だと思いました。

(司法) 5人の役割を判断するためには5人の話を聞かなければいけないのですが、最終的に、それぞれの被告人の役割を判断いただけたということなんでしょうか。

(3番) はい。

第5 裁判員の精神的負担に対する配慮の在り方

(司会) 精神的に負担があり得るような遺体や怪我の写真についてどうするかというのは法曹三者の中でも議論をしているところですが、実際に御覧になった証拠の中で精神的負担を感じて審理の立会に負担を感じた証拠

はありましたでしょうか。先ほどの1番の方のお話では、被害者の写真等はなくて、図面に置き換えられていた点は良かったという御評価ですか。

(1番) そのとおりです。

(司会) それがもし写真であったらどのようにお感じになったでしょうか。

(1番) ひどい殺され方をしたというアピールにはなるかもしれませんが、かえってそれが逆効果になると思います。十分イラストで分かりますし、傷の箇所も分かりますし、私は、あれ以上は必要ないと思います。

(司会) 2番の方も被害者が亡くなっている事件だと思えますが、特に精神的にショックを受けた写真とか証拠とか何かありましたでしょうか。

(2番) 私の事件では、被害者の写真といっても首だけの白黒写真で、紐と首を絞めた物との柄の一致を出したかったのだと思いますが、さほどこのことに関して問題はなかったと思います。これから見せますと言われてから見たので、それはそれで良かったです。

(司会) 紐で首を絞めて殺害した事件だったので、死因に直結した紐はどれだったのかを調べるために頸部の縄の跡の局部の写真を御覧になったと、それ自体が精神的に過度に負担にならなかったということでしょうか。

(2番) はい。

(司会) 4番と5番の方の事件については、被害者の方のあざの写真を御覧になって、精神的負担についてはいかがですか。

(4番) 特に負担にはならなかったのですが、出しますよという前置きはなかったように思います。どういう写真が出てくるか分からないので、もし前置きがあれば心の準備ができたのではないかと思います。

(5番) 全治23日間の怪我と言われてもピンとこないのですが、その写真を見て怪我のひどさを感じましたので、加害者に対してこんなひどいことをしたのかということをしごく思いましたので、見て良かったと思いました。

し、殺人とかではないので配慮というほどのことではありませんし、怪我の程度も見れないほどではなかったです。

(司会) 先ほどの4番の方の御指摘がもっともなのは、写真を見ていただく直前に一言あった方がよかったですね。そのような打合せをしていたのですが、それが実際の審理のときになかったので、裁判所としては申し訳なかったと思います。これからは、もしそのような写真を示す場面があれば、そのような一言を予めお伝えしたいと思います。5番の方からはあざというくらいであれば、精神的な負担がなくてむしろ見た方がいいというお話ですが、どういう写真とかどういう証拠であれば精神的負担があるのかという点について教えていただきたいのですが、いかがですか。

(5番) 裁判員を経験する前までは、ちょっとひどい写真を見なくてはならないかもしれないということを聞いていたので、どういう事件を担当するか分からなかったですけども、包丁で刺した写真とか遺体の写真とか血だらけの写真とかを見ると周りから聞いていたので、それらを見たら私も気分が悪くなるのではないかという不安がありましたが、私のときはあざの写真だったので全然大丈夫でしたし、もしそのような写真だったら、先ほど言われたように、イラストでの配慮があった方がいいと思います。

(司会) 1番の方から、凶器とかであれば、その物でもいいのではないかというお話がありましたが、その点はいかがですか。

(5番) 血がついているということですね。写真でなら大丈夫だと思いますし、それを見たくない人がいれば写真とイラスト両方あった方がいいのではないかと思います。

(司会) 現物はちょっと抵抗がありますか。

(5番) 血がついているのとついていないのとではちょっと違うかなと感じま

した。

(司会) 4番の方はどうですか。

(4番) 例えば、前もってこういう感じの物が見せられますという説明があるのとないのでは全然違うのではないかなと思います。その時点で、見るか見ないかの判断の基準としてこういうのがありますが大丈夫ですかというものがあってもいいのではないかと思います。なるべく現物は見た方がいいのではないかとはいっていますが、それに耐えられるかどうかはその場にいないと分からないので、そのような判断をさせていただく時間があつたらいいのではないかと思います。

(司会) 3番の方は、怪我をされている方の写真については、公判前整理という手続の中で裁判所が必要ないと判断したので御覧いただいてないのですが、どんな写真や証拠であれば精神的負担になるのか、どんな写真でも見た方がいいのか、仮定の話になりますがお考えがあればお聞かせいただけますか。

(3番) お話を聞いていて、やはり出血しているような写真は見たくないなと思いました。今回被告人の目出し帽をかぶった血だらけの写真が出たような気がするんですよ。でも、最初は何の写真か分からなかったんです。後から、それは証拠写真ですと言われて、ちょっと滑稽な感じがしました。被害者の怪我の程度が分からなかったのも、包帯をしている感じとかの写真があつた方が被害の程度が分かったという気がします。

(司会) 傷の位置とかが具体的にどこかということは、図面であつてもあつた方がいいといった感じですかね。

(3番) そうです。

(司会) 被告人の一人が被害者から反撃を受けて怪我をして流血をしている写真があることを裁判所が認識しておらず、無警告で御覧いただいたことは裁判所としても反省しております。

(1番) 被告人が被害者から暴行を受けている様子を第三者が撮ってケラケラ笑っているという携帯の動画のことを、今思いました。あの程度と言ったら何ですが、あれでも結構ひどかったですが、あれ以上だとちょっとプレッシャーが大きいと思います。

(司会) 例えば、実際に暴行とか加えられている生の場面について、非常に近いところから撮られていたり、悲鳴とかが聞こえると精神的負担が大きいという感じでしょうか。

(1番) 女性の方も2人いましたので、男性と女性では受ける感じ方も違うと思いますけど、配慮があった方がいいと思います。

(2番) 私の事件では、写真自体はそれほどのものではありませんでしたが、結局は紐と首の柄が一致して、被告人が言っていることが正しいですよということだと思いますので、それを見てこっちが納得するということもあります。誰か他のしっかりした人の合っていましたという言葉だけでもいいのかなという気持ちもありました。特に今回の写真は精神的負担はそれほどありませんでした。

(司会) 今のお話だと、見てそれ自体に精神的ショックを受けた訳ではないけれども、その跡とこの紐が一致しますと客観的に言えるような人がいて、その人がそういう話をしていきますという証拠があれば、それでも足りたかもしれないということですか。

(2番) そうです。

第6 これから裁判員等へなられる方々へのメッセージ

(司会) 最後になりますが、これから裁判員や補充裁判員になられる方に対し、一言ずつメッセージをお願いいたします。

(5番) なかなかできない貴重な体験でしたので、最初は不安でしたけども次回出られる方はぜひとも受けて欲しいと思いますし、裁判に対してすごく考え方も変わると思うので、ぜひ経験してほしいと思います。

(4番) もし機会があれば経験してみるのもいいのではないかと思います。ぜひ勧めたいと思います。

(3番) この経験の話を町内の方にしたところ、頭から拒否される方が結構いらっしゃいました。私も最初はとんでもないことに巻き込まれたという感じがしたのですが、やはり経験してみて非常に素晴らしい経験をさせてもらったと思っています。やりたいと思う人が希望して当たるわけはありませんが、選任されたときは積極的に参加され、それからどうのこうの言ってほしいと思います。ぜひ参加していただきたいと思っています。

(2番) もう少しこのような意見を広めて、やりたいという人を増やしていただき、それでもやりたくない人が選択をさせていただけるといったような形があったらいいかなと思います。結果的には、いい勉強をしました。

(1番) 私も肯定的な意見です。今までの経験とは全く違う経験をさせていただきました。多分今後二度とないと思っていますが、仮に二度目が当たったら別の方に譲ってあげたいぐらいに勧めたいと思います。裁判官の配慮もありますので、今後やられる方には、何の不安もなくやっていただきたいと思います。

(見田村弁護士) 今日は、貴重な意見をありがとうございました。弁護人も被告人の言い分を裁判員や裁判官に必死に伝えようと努力していますので、まだ不十分な点多々あると思いますが、これからどんどん改善して、被告人のためにいい弁護活動をしたいと思います。今日の皆さんの御意見は弁護士会に持ち帰り、みんなで共有したいと思います。

(庄検察官) 今日は、率直な御意見ありがとうございました。私たちとしては、いかに皆さんに分かりやすく、しかし、現実起こったことをリアルにお伝えする一方で、できる限り精神的負担が掛からないようにしていきたいと思っています。今回の皆さんの意見を参考にして研鑽していきたい

いと思います。

(室橋裁判官) 今日、どうも本当にありがとうございました。皆様がそれぞれの事件を一生懸命真剣に取り組んでおられたということが改めてよく分かりました。今日いただいた意見を踏まえて、さらによりよい裁判員裁判になるように全力で努力してまいりたいと思いますので、今後も裁判員裁判を見守っていただけたらと思います。また機会があれば、参加していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。